

## 随意契約結果表

業務名	(社会資本整備総合交付金) 県道小蓑前田東線 (虹の滝工区) 道路整備工事 (第3工区) 施工管理業務委託
契約の相手方	(公財) 香川県建設技術センター
契約年月日	令和6年5月14日
契約金額	2,092,200 円
随意契約の相手方の 選定理由	<p>本業務は、令和5年度(社会資本整備総合交付金) 県道小蓑前田東線(虹の滝工区) 道路整備工事(第3工区)の施工管理業務(工期:令和6年3月22日~令和6年12月26日)を委託するものであり、専門的な知識と高い信頼性を必要とする業務である。</p> <p>(公財)香川県建設技術センターは、地方公共団体が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら市町と共に出資し設立させた公益財団法人であり、県工事について経験のある専門の職員が配置されることから、地方公共団体が施工する土木工事の施工管理業務に適するとともに、地方公共団体職員への技術指導も行うことができ、委託先として最適であると考えられる。</p> <p>以上のことから、香川県会計規則第184条第7号の規定により、(公財)香川県建設技術センターと随意契約しようとするものである。</p>